

## 成人式 インターネットで生中継

市は、5月2日(日)に開催する成人式式典の様子を午前10時と午後2時から約30分間、インターネットで生中継します。学業や仕事の都合などで参加できない人や、新成人のご家族の皆さんは、ぜひご覧ください。詳しくは、市HPまたは市民活動推進課(☎47-7184)へ。



市HP

### 想いを乗せた折り鶴をお持ちください

令和3年大垣市成人式運営委員会では、コロナの終息や明るい未来へ願いを込め、新成人が作った折り鶴を集めて展示作品を制作します。ぜひ、夢や希望などのメッセージを入れた折り鶴をお持ちください。



- ・提出場所/【4月30日まで】市民活動推進課 【5月2日】式典会場
- ・作品展示場所/【5月2日】式典会場 【5月6~29日】市役所2階市民コミュニティスペース



## 案内

### 空家の取り壊しに補助

- \*対象者/空家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- \*対象空家/市内にある個人所有で状態の悪い空家(現地調査あり) ※対象要件は市HPに掲載
- \*対象工事/市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※要事前申請
- \*補助額/対象工事費用の3分の1(上限30万円) ※空家の状態・規模によって拡充あり
- \*問合せ/住宅課(☎47-8184)へ

### 大垣警察署からのお知らせ ~交通事故が多発しています~

市内では、今年に入り3月15日時点で3件4名の死亡事故が発生しています。

歩行者は、道路を横断する前に必ず止まり、車が来ていないか見て確認しましょう。また、薄暮時や夜間に出歩く時は反射材を着用し、交通事故防止に努めましょう。



詳しくは、大垣警察署(☎78-0110)へ。

### 農業振興地域内農用地区域からの除外申請は6月10日まで

今年度の農業振興地域内農用地区域からの除外申請は、6月10日が締め切りです。

申請には、事前相談が必要で、同区域内で、分家住宅建築などの計画がある人は、お早めに農林課(☎47-8624)でご相談ください。

## 募集! 水の都おおがき親善大使

- \*応募資格/県内在住・在勤・在学の18歳以上で、活動に対して勤務先・学校・家族などの同意が得られる男女
- \*未婚・既婚は不問。高校生やプロのモデル、他のキャンペーンスタッフなどと任期が重複する人は除く
- \*活動内容/観光キャンペーンや他都市との交流事業などに参加し、大垣市の魅力をPRする
- \*任期/8月7日の水都まつりから2年間
- \*募集人員/3人(選考)
- \*応募方法/4月15日~5月31日(必着)に、大垣観光協会にて配布の申込書(同協会HPからダウンロード可)



必要事項を記入し、カラー写真を貼付のうえ、同協会(〒503-0923 船町2-26-1 奥の細道むすびの地記念館内)へ

- \*問合せ/大垣観光協会(☎77-1535)へ

## ICT相談

市は、パソコン・タブレット端末に関する疑問や相談にお応えするICT相談を行っています。相談は、面談や電話、Eメール、ファクスで受け付けています。

面談相談	とき		ところ
	13:30~15:30	月	綾里地区センター
電話相談	とき		電話番号
	9:00~18:00 (受付は17:30まで)	火~日	☎75-7008 (情報工房、FAX兼用)

- ・HPによる相談⇒情報工房HPから相談受付フォームへ
- ・Eメールによる相談⇒soudan@johokobo.com

### 新たに就労する 居宅介護職員に奨励金を交付

市は、障害福祉サービス事業所に新たに就労する居宅介護職員に奨励金を交付します。

- \*対象者/次の①~④すべてを満たす市内在住の人
- ①居宅介護職員初任者研修などを修了した
- ②令和2年4月1日以降に市内の障害福祉サービス事業所に初めて就労する
- ③就労日以降、6か月以上継続して居宅介護職員などとし

て月15日以上勤務し、かつ申請時に勤務を継続している

④市税等を完納し、大垣市介護人材就労支援奨励金を受給していない

- \*対象障害福祉サービス事業所/市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、移動支援を行う事業所
- \*奨励金額/5万円(1回限り)
- \*問合せ/障がい福祉課(☎47-7162)へ

## 浄化槽の設置に補助

着工前に申請を!

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。

- ◆対象浄化槽/50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆対象地区/大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
- ◆対象建物/設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新(入れ替え)などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外
- ◆補助限度額/右表のとおり

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6~7人槽	41万4,000円
8~10人槽	54万8,000円
11~20人槽	93万9,000円
21~30人槽	147万2,000円
31~50人槽	203万7,000円

※現在、単独処理浄化槽を使用しており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分(上限9万円)を限度額に加算(建替・増改築を除く)。宅内配管工事については、上限30万円を限度額に加算

- ◆問合せ/環境衛生課(☎47-8574)へ

### 取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください  
【大垣地域】大垣メンテナンス(☎78-9086)  
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(☎32-0586)  
<多良・時地区>中央清掃垂井営業所(☎22-0852)  
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所(☎62-5266)
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください